

第3章 計画の基本方針



1. 基本理念

一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

本市では、障がいのある人もない人も地域の一員として、一人ひとりの個性が尊重され、住み慣れたところで自分らしく主体的に、ともに支えあいながら暮らすまちづくりをめざしてきました。また、常に変化し多様化する障がい者・障がい児のニーズに対し、行政と事業者の連携を強化することにより、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回計画に掲げた基本理念「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」を継承し、まち全体で障がい者施策の取組を推進します。

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2. 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、だれもがともに支えあいながら生きていくことができる、地域共生社会の実現をめざしながら、施策の推進を図ります。

基本方針 1 障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で自分らしく人生を送ることができるよう、自己決定や自己選択を尊重しながら、社会参画ができる個々のライフスタイルを確立できる環境づくり、日常生活の支援、雇用・就業の支援等を進め、自立できる機会の確保に努めます。

基本方針 2 障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきと毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無に関わらず様々な交流活動ができる場の創造や機会の創出を進めます。

基本方針 3 ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境や、それぞれのライフステージにも対応しながら、関係機関が密に連携を取ることで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。